

23 経済的に困窮している者、買物困難者の食品アクセスの確保

【令和7年度予算概算決定額 244 (250) 百万円の内数】
 (令和6年度補正予算額 1,473百万円の内数)

<対策のポイント>

経済的に困窮している者、買物困難者への多様な食料の提供に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり、食品提供の質・量の充実等に向けたフードバンク・子ども食堂等の取組、ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築等を支援します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加 等

<事業の内容>

1. 食品アクセス総合対策事業

124 (100) 百万円

① 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。
 あわせて、相談窓口の設置等により、地域における課題解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

② 食品アクセス担い手確保・機能強化

食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた専門家派遣等によるサポートを実施するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げや、食品提供の質・量の充実等の機能強化に係る取組を支援します。

2. 持続可能な食品等流通対策事業

120 (150) 百万円の内数

食品流通事業者等の関係者が取り組む買物困難者の食品アクセスの確保につながる取組の実装のほか、ラストワンマイル配送等に必要な設備・機器等の導入を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

[1 ①について]



[1 ②について]



・フードバンク等への専門家派遣等
 ・フードバンク・子ども食堂等の立上げ・機能強化支援

[2について]

